

取扱注意

G7 広島サミット消防特別警戒

出火防止広報実施要領

G7 広島サミット消防・救急対策委員会

目次

第1	目的	1
第2	実施消防本部及び実施区域	1
第3	実施対象	1
第4	実施期間	1
第5	実施要領	1
1	住宅を対象とした広報	1
2	施設・店舗等を対象とした広報	1
3	山火事防止広報	1
4	実施方法	2
5	留意事項	2

第1 目的

G7広島サミットの開催に伴い、要人等の利用が見込まれる施設（首脳会議場、広島空港、宮島）周辺の住民等に対し、防火に関する必要な情報を提供し、出火防止に努めることで、住民等の安全安心及びサミットの円滑な運営を確保することを目的とする。

第2 実施消防本部及び実施区域

消防本部名	実施区域
広島市消防局	広島市南区元宇品町（首脳会議場周辺）
三原市消防本部	三原市本郷町善入寺（広島空港周辺）
廿日市市消防本部	廿日市市宮島町（要人主要行事等警戒場所周辺）

第3 実施対象

上記実施区域内に所在する住宅、施設及び店舗等
（※対象とする戸数等については、各消防本部で決定する）

第4 実施期間

令和5年3月から5月までの間（消防特別警戒期間を除く）

第5 実施要領

以下に出火防止広報の実施要領を示す。

なお、出火防止広報を実施するにあたり、各消防本部及び実施区域の実情に応じた効果的な広報を行うものとし、実施要領以外の方法による広報を妨げるものではない。

1 住宅を対象とした広報

住宅の居住者に対し、住宅用火災警報器や住宅用消火器をはじめとする住宅用防災機器等の設置及び適切な維持管理の促進を図り、期間中の出火防止に関する注意喚起を行うとともに、火災発生時の初期消火、通報及び避難等の対応についても指導する。

2 施設・店舗等を対象とした広報

施設・店舗等の関係者に対し、期間中の出火防止に関する注意喚起を行うとともに、火災発生時の初期消火、通報及び避難等の対応についても指導する。

特に林野に面した施設（キャンプ場等）に対しては、施設内での火の取り扱いが林野火災に直結する可能性が高いことから、利用者に向けた注意喚起を重点的に行う。

3 山火事防止広報

火災気象通報を受信した場合は、消防車両等による巡視を行い、たき火行為を確認した場合は「火災危険が高い気象状況」であることを説明し消火するよう可能な限り指導する。

4 実施方法

- (1) 住宅や店舗等への訪問（チラシ、ポスターを活用した出火防止広報）
- (2) 消防車両の放送設備（車載マイク）や防災行政無線を活用した注意喚起文の放送
- (3) 町内会やマンション管理組合等の会合での防火講話
- (4) 火災予防運動期間中に行う行事等による広報活動など
- (5) その他、各消防本部で独自に行う取組

5 留意事項

(1) 接遇

実施にあたっては、消防職員として節度ある態度で懇切丁寧を旨とし、言葉遣いや身だしなみにも十分配慮すること。

(2) 証票（身分証明書）

特に対面で実施する広報時においては、身分証明書を常に携行すること。

(3) プライバシーの保護及び秘密の保持

防火指導の実施にあたっては、個人のプライバシーの保護に十分留意するとともに、職務上知り得た秘密に係る事項は、みだりに他に漏らさないこと。

(4) 関係団体との調整

必要に応じ、事前に町内会や自治会、商店街の組合の関係者等に出火防止広報の要旨を説明し、理解・協力を求めるものとし、特に夜間若しくは休日等を実施する場合には、十分な調整を図ること。